

赤井川村デイサービスセンター指定管理者募集に係る質問への回答

1. 質問の受付期間

令和元年7月31日（水）～令和元年8月23日（金）

2. 質問への回答期日

令和元年8月30日（金）

3. 質問と回答

1 団体より5項目の質問がありました。回答については以下のとおりです。

Q 1 募集要項5頁、「指定期間」に関しまして、開始時期を令和2年4月1日からに設定されておりますが、委託費や介護保険収入の入金の時間差を考慮しますと、1～2か月ほど自主財源での運営が必要になるかと思えます。団体の性質上、自主財源に乏しい場合、委託料の支払日もしくは事業の開始日をご相談いただくことは可能でしょうか。

A 1 これまで村で実施している指定管理業務、委託業務では、前月実績に基づき翌月に前月分の指定管理料・委託料を支払いするという流れで取り進めてきており、この流れが村の基本スタンスとなります。

支払の額や時期については年度協定書において定めることとしており、その内容は発注者と受注者が協議し決定することとなりますので、「相談は可能」ですが受注者の希望に沿った内容となるかは協議内容によると考えます。

なお、上記については提案内容に含めることに留意し、評価基準Ⅰ8「収支計画」、評価基準Ⅱ9「申請団体の経営状況」へ影響することを承知してください。

Q 2 募集要項17頁、「イ. 村から支払う経費」に関しまして、その委託料の上限を「25,000千円（予定）を上限」とされておりますが、サービスの質を向上させるための専門職の補充や人材確保のための雇用形態の変更、今後想定される正職員の給与のベースアップ等を考慮し、資金的な厳しさを感じております。金額に（予定）と記載されておりますが、上限を超えた金額でのご提案・申請は可能でしょうか。

A 2 委託料上限額の設定について、上限額を超えての提案を妨げるものではありません

んが、提案に当たっては上限額を超えたことの原因や積算根拠を明示して提案ください。

なお、上記についてはA 1 同様、評価基準Ⅰ 8「収支計画」、評価基準Ⅱ 9「申請団体の経営状況」へ影響することを承知してください。

Q 3 6 頁、「(3) 成果目標」に関しまして、事業受託後には当然に追うべき目標数値だと理解しておりますが、R 1 の予定値、R 2 ～R 4 の目標数値に関しまして、その数値になる根拠などはおありでしょうか。

A 3 平成 30 年度の利用実績を基準とし、第 7 期後志広域連合介護保健事業計画 45 頁(2)介護給付等対象サービス見込量の増減率を参考として設定しています。

Q 4 評価基準Ⅱ 9「申請団体の経営状況」の評価の視点「その施設を管理するにあたり、団体の資力は十分か。」に関しまして、補助金で運営されている団体はどのように評価されるのでしょうか。

A 4 法人の性質に拘わらず、保有する資金が少なく、指定管理業務の運営に懸念があると判断された場合は当然に低評価になると考えていますが、金融機関との調整内容や融資計画等が提示され、運営に支障がないと判断できる場合もあることから、「資金が少ない」＝「低評価」とは考えていません。

Q 5 評価基準Ⅱ 1 6「雇用及び労働条件」の評価の視点「障害者法定雇用率の達成に向けた取組が十分か。」という評価の視点に関しまして、団体の規模として障害者法定雇用が該当せず障害者を雇用していない場合の評価はどのように評価されるのでしょうか。

A 5 該当しない場合、評価の視点が 1 項目として評価を行います。提案内容に該当の有無について明示してください。

※質問については、募集要項の引用表現の統一、質問の意図を損なわない程度の文言省略を行っておりますのでご了承ください。